

事業評価

取組概要

文部科学省では、「国際協カイニシアティブ」で実施する個別事業の質を高めるために、毎年度末に事業評価を行いました。中間報告会・国内報告会での発表、提出された事業の成果物、平素の事業への取り組み方等を基に、外部有識者から成る「国際協カイニシアティブ推進委員会」が評価を行い、「評価結果」と「コメント」を併せて各実施者に通知しました。

本事業は単年度実施事業であり、年毎に申請・採択を行います。例えば、「S」評価を得た事業については、次年度の採択時に一定の配慮をすることで、質の高い事業を実施するインセンティブを与える、次年度の事業計画作成の際の参考となるように、修正すべき点を指摘したコメントを付与するなどにより、事業管理を行いました。

このように、個別事業についてはきめ細やかな事業評価を行ってききましたが、事業地に赴いての現地調査は実施できていませんでした。また、「国際協カイニシアティブ」事業全体についての事業評価の実施についても懸案事項になっていました。

今回、本報告書の作成に当たり、これまで委託した全ての事業代表者に対してアンケートを実施し、その内の幾つかについて現地調査を行いました。これらをもとに「国際協カイニシアティブ」事業全体の評価を行いました。

取組事例

① アンケート調査結果

..... P62~73

② 現地調査報告

..... P74~86

1 アンケート調査結果

1 | 調査対象と期間

「国際協力イニシアティブ」事業の成果を評価するため、アンケート調査を行った。以下は回収したアンケート調査に基づき、主要な結果を分析したものである。

調査期間：平成 22 年 12 月 10 日～平成 23 年 1 月 10 日
 調査対象：平成 19 年度～平成 22 年度間の全事業 57 件（事業名は異なっても、実質的に継続事業は 1 件と勘定）回収数 43 件

2 | 成果物の活用状況

「事業終了後、成果物の活用状況を確認していますか?」という問いに対して「はい」と回答したのは 43 件中 39 件であるが、どのような活用状況であるかについては図 1 のとおりである。現地カウンターパート（以下 C/p）機関内をはじめとして、複数国で活用、現地他機関内など現地での使用が多い。次いで、学内、研究室、学科等や他大学など、国内での活用も多い。

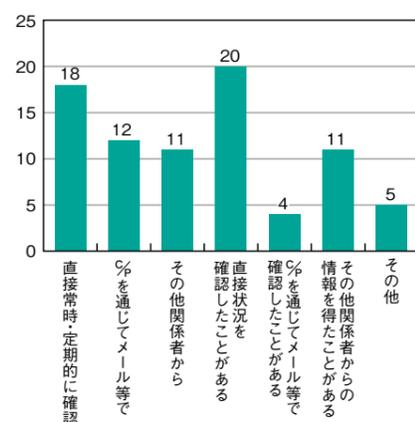
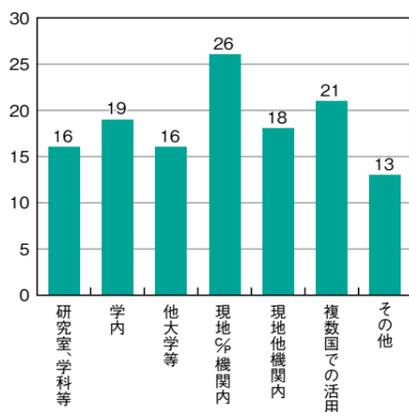


図1 Q1-2成果物の活用状況(複数回答) 図2 Q1-3活用状況の確認手段(複数回答)

「どのような手段で活用状況を確認していますか?」という問いに対しては図 2 に示すように「直接状況を確認したことがある」が最も多いが、「直接常時・定期的に確認している」という答えも多く、訪問や定期的なコンタクトが多いことが伺われる。

3 | 事業成果の持続状況

「イニシアティブ事業終了後、対象地域の事業や C/p の活動状況を把握していますか?」という問いには図 3 のように、43 件中 33 件が「はい」と答えている。「どのような活動状況ですか」という問いには「活動がさらに発展している」という答えが最も多く、その他の活動も含めると有効性が持続していることが明らかである。

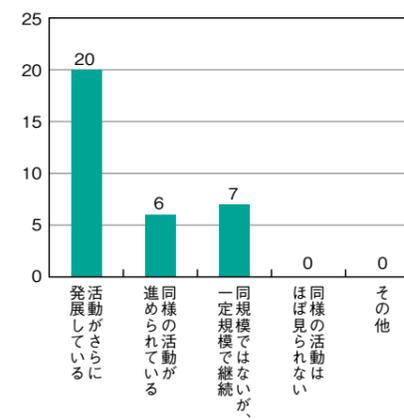


図3 Q2-2終了後の活動状況

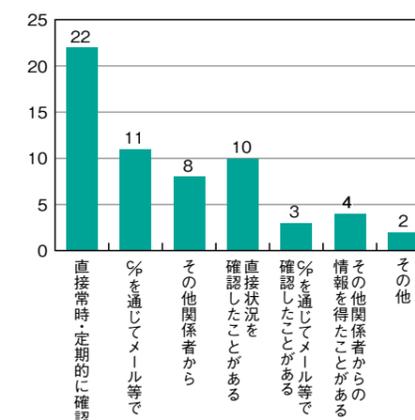


図4 Q2-3活用状況の確認手段

「どのような手段で活用状況を確認していますか?」という問いには図 4 に示すように「直接常時・定期的に確認している」が最も多く、事業が終了してからもコンタクトが続いている事が明らかである。

4 | 「国際協力イニシアティブ」事業の狙いと事業を通じた成果

国際協力イニシアティブ事業は大学の知の活用とその成果の特徴に基づいていくつかの種類に分類できる。もちろん、どのプロジェクトも多面的な特徴を持つため、一義的に分類するのは困難であるが、ここではその内容に即して、以下のように主な特徴ごとに分類する。

- ①政策研究事業：教育開発のマクロな政策について研究する
- ②「種」発芽協力事業：個人の発案に基づく試験的研究・協力をを行う
- ③大学の専門知識を活用した協力事業：大学の得意分野の知識・技術を活用して協力する
- ④ NGO と大学の連携事業：途上国の NGO 活動を大学の知恵で支援する
- ⑤教材開発・実践事業：実践の中で、国際協力に資する各種教材を作成する
 - ⑤-1 ESD 教材：ESD に関する教材を実践の中で作成する
 - ⑤-2 留学準備教材：日本に留学させるための事前教育を行う教材を開発する
- ⑥派遣隊員の活動支援事業：教育分野の派遣隊員の活動を支援する教材を開発し、帰国後の実践活動も支援する

その他に、データ・ベースの開発、維持・管理事業がある。国際協力イニシアティブ事業全体のデータ・ベースを開発し、維持・管理するものである。

採用された全事業は毎年度中間報告会と最終報告会で発表を行い、評価委員会が評価することになっている。その評価の際 S あるいは A 評価を得た事業について、事業の狙い、事業を通じたインパクト、日本社会に与えた良い影響について、この分類カテゴリーに即して代表的な事例をいくつか示す。

4.1 政策研究事業（サブサハラアフリカにおける初等教育普及政策および行財政制度に関する比較分析：神戸大学）

サブサハラアフリカの教育改革や国際協力機構や他の国際援助機関の教育プロジェクト案件の形成に貢献できることを事業の狙いとした。

事業の成果はウガンダの新聞にも取り上げられ、ウガンダの共同研究者が教育省次長から総理府の局長に昇進した。また事業の成果物が UNESCO 教育計画研究所が実施している遠隔教育の教材として使われた。さら

に、平成 22 年 3 月に行われた Comparative International Education Society の国際学会で、この共同研究が特別セッションに選ばれ、アフリカの共同研究者と研究成果を共有するなど、国際的情報発信を行った。

日本においては、現地調査に参加した学生が、神戸、大阪の中学校にて講義をおこなっており、国際理解教育に役立っている。

4.2 「種」発芽協力事業（学校保健分野における教育協力の持続的な開発を目指す活動事業：大妻女子大学）

日本の経験と現地のニーズを対応させて、学校保健の 6 分野（学校保健組織活動、保健室の運営と管理（身体測定を含む）、生活習慣の改善、学校環境衛生、学校安全、動植物育成活動による発育栄養指導）についてマニュアルを作成し、ワークショップを通じてタイ、ミャンマーにて学校保健の改善を持続的に展開することを狙いとした。

ミャンマーでは保健省、スポーツ省も協働して、教育省の主要な政策の一つとして位置づけられた。ミャンマーにおいては教育大学（全 20 大学）からそれぞれ選抜された教員を対象に学校保健専門家を養成するためのプログラム“Trainer of Trainer (TOT)”が平成 22 年 12 月 24 日から 10 日間、教育省が主催して実施されている。

日本においては、大妻女子大学の他、事業に参加している各大学の教育研究に役立っている。

4.3 「種」発芽協力事業（開発途上国における拠点大学を中心とした農産物加工産業振興モデルの構築とその普及：名古屋大学）

現地調査報告に詳述

4.4 大学の専門知識を活用した協力事業（持続的発展教育の理念に基づいた途上国における地域医療教育モデルの構築：三重大学・名桜大学）

平成 19 年度の事業は、青年海外協力隊（JOCV）経験者を招いて三重県下の保健医療関連職種の学生と共にワークショップを行い、国際保健に関する啓発を行うものであった。当日の質疑応答に加え、国際保健に関心のある学生が現場での活動にどのような疑問・不安を持つかをワークショップで抽出した。後日、討議に参加した JOCV 経験者が文書で回答する形で「海外協力ビギナーのための国際保健活動実践ハンドブック」を作製した。この冊子は、海外特に途上国での活動の不安を軽減し、あるいは遭遇しそうな状況に対しての心備えを行うことを目的としており、海外協力への敷居が低くなり、途上国の国際保健活動に従事しやすくなることを狙いとした。

平成 20 -平成 21 年度の事業は医学科および保健医療関連学科の卒前教育において、地域保健医療教育の枠組みの中で ESD を実施しようというもので、それに役立つ教材の作製を行った（学生・教員用実習マニュアル及び教育実践事例集）。途上国・先進国を問わず保健医療人材育成の場で ESD が認識され、Sustainable Development の重要な要素が健康の前提条件となっていることを理解して、SD につながる様々な保健医療活動が地域において実践されるようになることを狙いとしている。

ムンビリ健康科学大学（タンザニア）では、この事業により、ESD の視点をカリキュラム改訂に取り入れることとなった。また、ミクロネシア連邦の保健医療人材育成の目的で、本成果物が活用されている。平成 22 年 12 月に、活動実施者である名桜大学とコンケン大学の教員が、沖縄県北部の大宜味村において、ミクロネシア連邦の学生・教員を対象とした地域医療実習を実施した。さらに、平成 23 年 3 月には、ミクロネシア連邦に三重大学と東京女子医科大学の学生計 10 名と教員が派遣され、現地の学生・教員と共に本成果物を活用して地域医療フィールド・ワークを行う予定になっている。

日本においては、この事業により、三重県のへき地である紀南地域にカウンターパートであるラオス、タイ、タンザニアの大学教員が訪問した。その様子は地方紙 2 紙で報道された。この事業は、ESD を地域保健医療教育に導入するという試みであるが、その実習は地域基盤型教育として地域の協力を得て行うものである。これま

で三重県および沖縄県のへき地を訪問し、協力を要請している。各地域では、地域における従来の取り組みが評価され国際的な活動への参加・協力を要請されたことで、自分たちの活動が優れたものであるという認識が強められた。

4.5 大学の専門知識を活用した協力事業（発展途上国の地域ニーズに対応した口腔保健システムの構築のための教育支援：日本大学）

事業の目標は途上国側の保健省管轄の医療系大学が海外の大学からの教育支援活動のもとで教材を作成する段階から、自主的に教材を作成して医学教育の授業改善を図ることにある。まず、この事業のもとでの相手国側への教育支援活動を通じて、保健医療分野の修士課程が発足した。相手国のテレビ報道や新聞報道などマスコミで国内で周知された。修士課程の入学者は昨年度 8 名、今年度では 10 名と在籍者が増加している。また、日本大学では医療系大学の途上国の教育支援や保健医療問題についての関心が高まり、ラオスを含めたアジアの途上国での保健医療活動の大学関係者の参加が増えてきた。また日本大学医学部で現地での保健医療活動を希望する新人医師が入局するようになった。現地の周産期医療について他大学プロジェクト関係者と協議・支援を行なう連携体制が準備されるようになった。現地の大学が、日本の NGO の開催イベントに参加して、現地の子どもたちに病気の予防について説明会を開催した。このように、この事業は日本の医療系大学が途上国の地域貢献に関わる基盤形成にも効果があった。

4.6 大学の専門知識を活用した協力事業（ベトナムの拠点大学における「災害看護学」教育導入の支援、アジアの開発途上国の拠点大学／学校における「災害看護学」教育導入の支援：日本赤十字九州国際看護大学）

現地調査報告に詳述

4.7 NGO と大学の連携事業（NGO と大学との連携による食農環境教育支援システムの構築、開発途上国の初等教育における食農環境教育の普及と推進モデルの構築：東京農業大学）

現地調査報告に詳述

4.8 ESD 教材開発・実践事業（サブサハラの基礎教育における ESD モデル単元カリキュラム・教材開発：北海道教育大学）

ザンビアの子どもたちに、成果物に掲載された実験や、ゲームなどを通して、人間と自然とのかかわりの中で、生活する上で必要な水の循環を意識させることが狙いである。また日本の子どもたちに対しても同様に、実感を通して水の循環を学ばせることが狙いである。作成した教材やハンドブックは、カウンターパートが所属する基礎学校だけでなく、JICA 協力隊員が所属する基礎学校や教育機関で活用されている。また、ザンビアの現職教員研修の場で利用される等、成果物の波及効果は大きい。

水のプログラムを作成するにあたり、国内での共同研究を行った中標津の小学校では、環境教育の一貫で水を取り上げ、新たな環境教育のプログラムを作成した。さらに、新しい実験を開発することを通して、理科の水に関する単元において、実験をベースにした授業改善につながった。また、学生たちが「千羽鶴プロジェクト」を立ち上げて、大学祭でザンビアの展示を行うとともに、学内で広く折り鶴（ザンビアの子どもたちの夢が叶いますようにという祈りをこめた折り鶴）を折る協力者を募る活動を通じて、学内でザンビアへの関心が高まった。また、ザンビアの子どもたちの描いた絵を、地域の学童保育所で紹介する等の活動も含めて、新聞に報道された。

4.9 留学準備教材開発・実践事業（社会科学を学ぶ留学生のための基礎教材開発：名古屋大学）

現地調査報告に詳述

4.10 派遣隊員の活動支援事業（海外教育協力者に対する環境教育実践指導と教育マテリアルの支援：宮城教育大学）

①青年海外協力隊員活動における阻害・貢献要因の分析を通して、派遣中活動の円滑化と効力化を図ること、②環境教育関連の教材データベースを提供し、派遣中隊員が自力で教材を作成できるようにすること、③教育委員会等と共同で派遣現職教員の海外教育経験を日本の国際理解教育や国際教育の充実に役立てること、の3つの活動を通して、青年海外協力隊員の教育協力の質的改善を図ることを狙いとした。

仙台市教育委員会および仙台市内小学校・中学校に対するイニシアティブ事業の波及は進んだ。

平成20年度の事業：小・中学校への海外教育経験の活用法に関するセミナー

平成21年度の事業：小学校における活用プラン（モデル授業、指導案）

平成22年度の独自取組：中学校における活用プラン（モデル授業、授業計画ワークショップ）

と年次的に充実したものになっており、学校現場へ協力隊経験の有用性が浸透している。

また、青年海外協力隊の海外教育経験の活用に関する具体的な実践方法について、地域の教育委員会および学校と共同で検討することは、学校の国際理解教育、国際教育の新しい展開に接続するものである。このイニシアティブ事業が地域の学校教育の改善にリーダーシップをとれたことは、有意義であった。

5 | 費用及び人的投入

国際協力イニシアティブ事業に対する文部科学省の支出は事業の規模や年度にもよるが、概ね500万円程度である。これらは交通費、物品の購入費、補助者の雇用費などいわゆる実費であり、事業実施のために時間を割く教員の費用は含まれていない。大学教員の自主的な活動を支援する観点からは合理的であるが、同様な事業を他の方法で実施する場合と比較すると、ここでは費用として勘定されていない費目を考慮せざるを得ない。その中で、一番費用がかかるものは教員が事業実施に係ることに要する時間に対する支払いである。事実、大学教員が外部から仕事を受託する場合、その仕事に費やす時間に対する報酬を受ける。

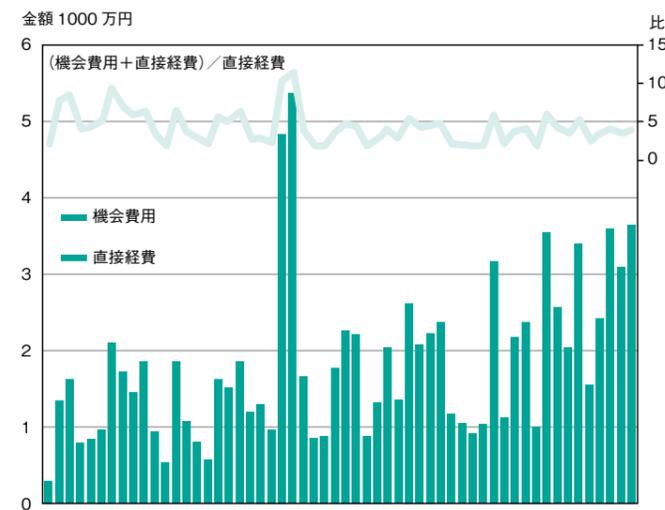


図5 各事業の直接経費と機会費用

- 注) 1 「直接経費が最も多いのは平成20年度の大妻女子大学「学校保健分野における教育協力の持続的な開発を目指す活動事業」である。この事業は他年度においても支給額が比較的多く、事業に対する評価はいずれの年度もSである。
- 2 「直接経費」が最も少ないのは平成19年度の東京農工大学の「開発途上国における高等教育支援の課題と展望－日本におけるアフガニスタン高等教育復興支援活動を踏まえて」で、この事業は機会費用も最も少ない金額である。
- 3 「機会費用」が最大のケースは平成21年度日本大学「発展途上国の地域ニーズに対応した口腔保健システムのための教育支援」で、平成20年度においても機会費用は最も高い。評価はいずれの年度もAである。
- 4 「機会費用」が最小のケースは平成19年度の東京農工大学の「開発途上国における高等教育支援の課題と展望－日本におけるアフガニスタン高等教育復興支援活動を踏まえて」である。
- 5 「機会費用＋経費」が最大のケースは平成21年度日本大学「発展途上国の地域ニーズに対応した口腔保健システムのための教育支援」である。
- 6 「機会費用＋経費」に対する経費の比が最も大きいのは平成21年度日本大学「発展途上国の地域ニーズに対応した口腔保健システムのための教育支援」である。
- 7 「機会費用＋経費」に対する経理の比が最も小さいのは平成22年度の名桜大学の「地域支援型保健人材教育機関の連携活性化による持続発展教育（ESD）の実践の拡大と定着」である。

国際協力の場合、JICA ではコンサルタントの労賃をマンマンズで定義し、公表している。JICA 人件費基準（月額、直接人件費）では経験年数に応じて6号から特号までにかけて単価を設定している。さらに、これに間接費（諸経費＝直接人件費の110%、技術経費＝（直接人件費＋諸経費）の40%）が付き、結果的には直接人件費×2.8が、広義の人件費（機会費用）となる。このJICAの基準は国土交通省に倣っている。

アンケート調査で実際にどの職階の人が何日作業したかを聞いているので、これを基に間接経費を含めた人件費＝機会費用を計算できる。過剰推定しないように、人件費は少なめに推定することとし、教授は2号、准教授は3号、助教は4号、大学院生は1号として計算する。

全ての事業について費用のデータが得られている訳ではないが、事業と年度を単位として56事業の文部科学省が支援する直接経費と機会費用の割合を計算したものが図5である。この図5では横軸に直接経費の小さい順に各事業を配置し、縦軸はその直接経費、直接経費と機会費用の合計（左軸の単位）を示している。さらに、総額（直接経費＋機会費用）を直接経費で割った値を右軸の単位で示している。直接経費が事業の規模をある程度反映しているところから、例外はあるが、全般的には、直接経費が大きい方が間接経費も大きくなる。一方、総額を直接経費で割った値は直接経費が大きくなるほどいくらか小さくなる傾向にあるが概ね一定である。

図5から計算すると、直接経費500万円に対し総額はその4倍強の2,000万円ほどになると推定される。国際協力イニシアティブ事業は機会費用を支援していない分、極めて費用対効果が高いことが明らかである。

国際協力イニシアティブにかかるアンケート

1. 基本情報

文部科学省にて把握可能な情報は以下に記入しておりますが、これで相違ないかご確認の上、相違がある場合にはご修正下さい(該当箇所:黄色セル)。青字セルについては各々ご記述下さい。

【案件名(活動テーマ)】

平成22年度	
平成21年度	
平成20年度	
平成19年度	

【実施機関名】

【課題代表者名】

年度	年度別の成果物(想定される成果物活用主体)	【成果物の種類】 [※注1](①~④から選択)
平成22年度	年度別の成果物(想定される成果物活用主体)	
平成21年度	年度別の成果物(想定される成果物活用主体)	
平成20年度	年度別の成果物(想定される成果物活用主体)	
平成19年度	年度別の成果物(想定される成果物活用主体)	

[※注1](成果物の種類について、以下の①~④から最も適切なものを選択)
①教材(現地人用)②教材(日本人用)③マニュアル類④事業モデル等
(現地への介入/アプローチの方法、関係者との連携の仕方などが斬新なもの)

【事業の狙い(期待した変化)】 [※注2]

具体的にご記述下さい:

[※注2]成果物そのものは事業の「狙い」ではありません。その成果物の形成を通じて、誰(どの組織)にどんな変化(改善)を齎そうとしていたかを問う設問です。

【その他本事業で作成した全「成果物」】

「別紙リスト」とおり

2. 質問事項

以下の質問につき、最も近い選択肢をお選びください。併せて、現状をできるだけ具体的にご記述下さい。

<<Q.1: 成果物の活用状況について>>

Q.1-1 事業終了後、成果物の活用状況を確認していますか？ (はいorいいえ)

下のセルで選択してください↓

<Q.1-1が「はい」の場合>

Q.1-2 どのような活用状況ですか？[複数回答可]

- ① 研究室、学科等での活用
- ② 学内での活用
- ③ 他大学等での活用
- ④ 現地カウンターパート機関内での活用
- ⑤ 現地他機関内での活用
- ⑥ 複数国での活用
- ⑦ その他

選択した番号をご記述ください

活用状況について、具体的にご記述下さい:

Q.1-3 どのような手段で活用状況を確認していますか？[複数回答可]

- ① 直接状況を常時/定期的を確認している
- ② 直接状況を確認したことがある
- ③ カウンターパートを通じてメール等で確認している
- ④ カウンターパートを通じてメール等で確認したことがある
- ⑤ その他関係者からの情報を得ている
- ⑥ その他関係者からの情報を得たことがある
- ⑦ その他

選択した番号をご記述ください

どのような手段で活用状況を確認しているか、具体的にご記述下さい:

<Q.1-1が「いいえ」の場合>

Q1-4 確認していない理由は何ですか？

具体的にご記述下さい:

<<Q.2 事業成果の持続状況について>>

Q.2-1 イニシアティブ事業終了後、対象地域や事業のカウンターパートの活動状況を把握していますか？

下のセルで選択してください↓

<Q.2-1が「はい」の場合>

Q.2-2 どのような活動状況ですか？

- ① イニシアティブ事業実施期間の活動が更に発展している
- ② イニシアティブ事業実施時と同様の活動が進められている
- ③ イニシアティブ事業実施時と同規模ではないが、一定規模で活動が継続している
- ④ イニシアティブ事業実施時と同様の活動はほぼ見られない
- ⑤ その他

選択した番号をご記述ください

どのような活動状況か、具体的に御記述下さい:

Q.2-3 どのような手段で活用状況を確認していますか？[複数回答可]

- ① 状況を直接常時/定期的を確認している
- ② 直接状況を確認したことがある
- ③ カウンターパートを通じてメール等で確認している
- ④ カウンターパートを通じてメール等で確認したことがある
- ⑤ その他関係者からの情報を得ている
- ⑥ その他関係者からの情報を得たことがある
- ⑦ その他

選択した番号をご記述ください

どのような手段で活用状況を確認しているか、具体的にご記述下さい:

Q.2-4 直近で活用状況を確認したのはいつですか？

具体的にご記述下さい:

<Q.2-1が「いいえ」の場合>

Q2-5 確認していない理由は何ですか？

具体的にご記述下さい:

Q.2-6 インシティブ事業終了後、JICA事業(「草の根技術協力事業」等)に結びついていますか？ またはJICA事業との連携が継続していますか？

具体的にご記述下さい:

<<Q.3 インシティブ事業を通じたインパクトについて>>

Q.3-1 インシティブ事業実施による、現地でのインパクトは見られますか？ [※注3]

具体的にご記述下さい:

[※注3] インパクトの例としては以下のようなものが挙げられます。
 ・当初の想定を超えて成果が波及した(他の組織、セクター等への波及等)
 ・事業がマスコミに取り上げられるなどして社会的な反響を呼んだ
 ・事業のカウンターパートが本事業により評価され、要職に登用された。
 ・他のドナーの資金がついて事業が大きく展開された 等

Q.3-2 事業従事の経験が、過去もしくは現在、貴大学における①教育・②研究に活用されてきましたか？ [※注4]

それぞれ具体的にご記述下さい:
 ①
 ②

[※注4]①の例:テキスト等成果物の本邦大学における活用、途上国の「現場」への学生訪問による調査・研究等→その経験を踏まえて学生が国際協力機関への就職を果たした等
 ②の例:パートナー大学との連携構築→共同研究実施等

Q.3-3 事業の経験及び成果が、過去もしくは現在、日本国内の学校や地域社会の改善に生かされるなど、日本社会へ与えた良い影響にはどんなものがありましたか？

具体的にご記述下さい:

Q.3-4 事業成果の更なる発現のために、現在取り組んでいることはありますか？ また将来取り組んでいきたいことはありますか？

現在: 具体的にご記述下さい:

将来: 具体的にご記述下さい:

<<Q.4 事業に係る教訓等>>

事後の状況の確認を踏まえ、当該事業についての反省点・教訓などがありますか？

具体的にご記述下さい:

<<Q.5 人的投入について>>

本事業実施に要した総人日(Mon-Day)を概算でご記述下さい。
 (一人が本事業のためにまるまる8時間費やした場合を、1人日と計算)
 計算の際には、教授・准教授・助教別で算出下さい。

最終年度の事業に要した人日をご記述下さい【必須】

教授:	〳人日	(備考))
准教授:	〳人日	(備考))
助教:	〳人日	(備考))
学生等:	〳人日	(備考))
うち院 生	〳人日	(備考))
うち学部生	〳人日	(備考))

可能であれば、それ以前に要した人日についても、年度別にご記述下さい。(年度が足りない場合は、追加して下さい)

[年度]	教授:	〳人日	(備考))
	准教授:	〳人日	(備考))
	助教:	〳人日	(備考))
	学生等:	〳人日	(備考))
	うち院 生	〳人日	(備考))
	うち学部生	〳人日	(備考))

[年度]	教授:	〳人日	(備考))
	准教授:	〳人日	(備考))
	助教:	〳人日	(備考))
	学生等:	〳人日	(備考))
	うち院 生	〳人日	(備考))
	うち学部生	〳人日	(備考))

＜＜Q.6 イニシアティブ事業スキームについての評価＞＞

※ 最後に本事業の制度についての評価を行うための質問です。
各事業に係る評価ではございませんが、ご協力くださいますようお願いいたします。

＜＜イニシアティブ事業スキームについての評価＞＞

貴学が事業を実施するにあたって、国際協力イニシアティブ以外の予算を活用しましたか？

下のセルで選択してください↓

＜Q6が「はい」の場合→ Q1、2 にご回答下さい＞

Q. 1 イニシアティブ以外のどんな予算を活用しましたか？金額もご記述ください。
イニシアティブが占める予算の割合をご記述ください。

具体的にご記述下さい:

Q. 2 (終了案件の場合)独自予算等で事業を継続していますか？

下のセルで選択してください↓

＜Q6-2が「はい」の場合＞

Q. 2-1 その内容をご記述下さい。

具体的にご記述下さい:

◇ ご協力いただき、誠にありがとうございました。 ◇

文部科学省にて把握可能な情報は以下に記入しておりますが、これで相違ないかご確認の上、相違がある場合にはご修正下さい(該当箇所:黄色セル)。青字セルについては各々ご記述下さい。

【年度別の成果物・想定される成果物活用主体・成果物の種類について】(記入例)

実施機関名:大妻女子大学				想定される成果物活用主体	【成果物の種類】 【※注1】 ①～④から選択
19年度	成果物	マニュアル	マニュアル(「学校保健改善マニュアル」タイ語版・ミャンマー語版・ネパール語版・日本語版)		
		写真集	タイ、ミャンマーにおける学校保健改善活動写真集		
		論文・著作	「HQC手法による生活習慣改善の効果修験時期の検討」、 「ミャンマーの児童生徒における発育に伴う健康生活行動の変容の研究」、 「学校保健教育方法モジュールの構築」		
20年度	成果物	マニュアル	マニュアル(「学校保健改善マニュアル」タイ語版・改訂増補版、 ミャンマー語版・改訂増補版、ネパール語・簡易版、日本語版)		
		基礎資料収集	タイ・ミャンマー児童生徒発育評価チャート(第一次集計版)		
		報告書	平成20年度活動報告書		
		写真集	タイ・ミャンマーにおける学校保健改善活動写真集		
		DVD制作、電子化	ミャンマーにおける研修会の模様を収録したDVD制作、 ミャンマー(48校)における学校保健改善活動内容をDVD制作、 電子化		
		論文・著作	Construction of Modules for International Cooperation Method in School Health -Technical cooperation in school health education in Thailand and Myanmar-, 「学校建築と子どもの発育発達—アジアの学校建築と環境の改善—」、 「ミャンマーの児童生徒における発育に伴う健康生活行動の変容の検討」、 「タイ王国・ミャンマー連邦に居住する8民族の身長発育曲線の検討」、 文部科学省「国際協力イニシアティブ」教育協力拠点形成事業～学校保健～		
21年度	成果物	報告書	平成21年度事業報告書(電子版、現地活動報告を含む)		
		マニュアル	ネパール語学校保健改善マニュアル、英語学校保健改善マニュアル、 日本語学校保健改善マニュアル(補遺)、タイ語学校保健改善マニュアル(補遺)、 ミャンマー語学校保健改善マニュアル(補遺)、 ミャンマー学校点検評価表・マニュアル、 タイ人児童生徒の発育栄養基準値および評価チャートと利用マニュアル(ポスター版)、 ミャンマー人児童生徒の発育栄養基準値および評価チャートと利用マニュアル(ポスター版)、 少数民族、児童生徒の発育栄養基準値および評価チャートと利用マニュアル		
		DVD	ミャンマーWS記録映像DVD(現地語解説入り)		
		刊行物	ミャンマー学校保健便り		
		ポスター	平成21年度実施報告ポスター(国内報告会用)		
		報告書	平成22年度事業報告書(電子版、現地活動報告を含む)		
22年度	成果物	刊行物	ミャンマー学校保健通信、学校保健法(英語訳)		
		ポスター	平成22年度実施報告ポスター(国内報告会用)		

【※注1】(成果物の種類について、以下の①～④から最も適切なものを選択)
①教材(現地人用)②教材(日本人用)③マニュアル類④事業モデル等
(現地への介入/アプローチの方法、関係者との連携の仕方などが斬新なもの)

2 現地調査報告

1 | 調査概要

事業の詳細な成果、その成果に影響を及ぼした要因、今後の成果の持続可能性、などは報告書を読むだけでは十分理解できるものではない。そこで、いくつかの事業について、現地調査を行うことにした。出張日程の関係もあり、地域的に近接したカンボジアとベトナムの事業について調査を行った。調査期間は平成 23 年 1 月 25 日～2 月 2 日の間であり、関係者との議論、現地視察を通じて、案件形成の経緯、各事業の成果や課題等の詳細を確認した。

2 | 事業名：社会科学を学ぶ外国人のための体系的な専門基礎教材開発

事業者：名古屋大学大学院法学研究科／名古屋大学法政国際教育協力研究センター

カウンターパート：カンボジア王立法経大学他 3 大学

2.1 案件形成の経緯

もともと、名古屋大法学研究科は社会主義法の研究者が多く、研究者の立場から体制移行国の法整備支援に関わってきた。その過程で、名古屋大の研究者個人が、JICA の専門家として各国の法整備に携わってきた。

一方で、名古屋大が法整備支援の一環と位置づける、支援対象国の留学生の受入は大学の事業として行ってきた。名古屋大学法学研究科が受け入れる留学生の派遣スキームには、文部科学省の研究留学生奨学金や、ODA である JICE の JDS プログラム、JICA 長期研修員制度などがあるが、これらの奨学金の源によって学生を特に区別しているわけではない。

これらの留学生はこれまで英語によって教育してきたが、日本法を英語で学ぶことの限界が明らかになってきた。体制移行国の法学部・法科大学では日本語を学ぶことはできないため、各国の学部教育の段階で、日本語と日本法の教育を行った上で、優秀な学生を大学院に留学させ、より本格的な日本法専門家を育てるコースが構想されるようになった。これが日本法センタープロジェクトである。この計画は、平成 17 年より文部科学省特別教育研究経費（5 年間）を受託し、平成 23 年より新たに 5 年間の計画が受理された。国際協力イニシアティブ事業を受託した社会科教材作成プロジェクトは、このような背景にある日本法センタープロジェクトを前提としている。

この日本法センターは、各国のカウンターパート大学内に、学部学生に対して日本語と日本法の教育を行う「日本法コース」を開講する。このコースでは、日本語を初めて学ぶ学生を対象とし、学部4年間または5年間のコース期間を通じて、将来の日本の大学院留学に必要な日本語能力と日本法の基礎知識を身につけることを到達目標とした。この目的に対応して、中級レベルの日本語能力をもって、日本法の基礎知識を得、さらに法学研究を行うためのアカデミック日本語能力も涵養できる教材の開発が必要となった。

2.2 事業の概要

▶ 2.2.1 事業全体の進捗状況

平成 21 年度事業では、日本法センター 2 年生向け教材「日本法を学ぶための日本史・公民」が校了した。現在は修正を加え、第 2 版が完成している。この教材はすでに各センターで使用されている。平成 22 年度事業では、3 年生向けの教材であり、比較法学・日本の法制度の概論の教材である「日本法を学ぶための日本の法システム」の編集が進められている。この教材は現在 5 章の 1 部までが作成され、各センターで既に使用されている。この他、4 年生向け六法教材「私法入門」「公法入門」は民法編と憲法編の一部が作成されており、

各センターで既に使用されている。また教材の完成していない分野については、各センターの日本法講師が市販の教材等を利用して指導している。

▶ 2.2.2 カンボジア日本法センターの特徴

平成 20 年に設立され、平成 22 年に 3 年目を迎えた、最も新しいセンターである。学生は 1 年生から 3 学年まで、学生数は約 50 名である。名古屋大学から、日本語特任講師兼コーディネイター、日本法特任講師が赴任している。日本語講師は経験年数 10 年以上の日本語教員であり、名古屋大学国際言語文化研究科の博士課程の大学院生でもある。また日本法講師も、名古屋大学法学研究科の博士課程の大学院生で、専門はカンボジア法制史である（ともに現在休学中）。

このセンターは、カンボジア王立法経大学内に設置されている。この大学は、学生数約 20,000 名で、法・行政・経済経営・経済情報の 4 学部他、大学院を擁する。カンボジアの教育の歴史的経緯に則り、英語やフランス語のコースは開設されているが、従来、日本語によるコースはなかった。また、教員の中で、名古屋大学に留学して戻った教員が若干名いるが、いずれも英語コースで学んでおり、日本語で日本法の原典を読むことのできる研究者とはなっていない。その他には日本に留学して学んだ経験のある教員はいない。この他、この大学は平日コース（午前部・午後部・夜間部）・週末コースの複数コース制をとっており、時間帯によって学生の入れ替えがある。日本法センターの学生たちは、大学正課授業の空き時間に日本法センターの授業を受講している。

カンボジアにおいて、学習者の多い外国語は英語やフランス語であり、日本語を専攻できる高等教育機関は、王立プノンペン大学外国語学部日本語学科の他、1、2 の私立大学のみである。その他、第二外国語や副専攻として日本語を学べる大学はプノンペンに 5 校程度存在していると思われる。日系企業の進出は、他国に比べて出遅れているが、日本語学習者の学習動機としては就職目的も多い。ただし、日本法センターの場合は、公務員・法曹志望者が多く、民間企業への就職志望者は少ない。

2.3 事業の関係者

▶ 2.3.1 カウンターパート大学

日本法センターが設置された各大学（タシケント法科大学、モンゴル国立大学法学部、ハノイ法科大学、カンボジア王立法経大学）は、日本法センター設立以前から名古屋大学法学研究科と学術交流協定を結び、教員を留学生として送っている。各大学はセンター設立に賛同し、日本法センターのために建物等を提供している他、選抜された学生が各大学の正規課程と並行して日本法コースを受講することを認め、学生の履修手続きなどに便宜を図っている。ただし、日本法コースの履修科目は、一部が語学の科目などとして各校の科目に読み替えられるのみである。

各カウンターパート大学は、日本法コースの設置により自校の魅力が増し、教材や教授法等の技術移転も受けられるため、当案件の受益者のひとつといえる。ただし、現在のところ、当事業の教材は、各大学の正規課程では利用されていない。これは、現在のところこの教材が日本語版のみであり、各校にこれを教えられる教員がないことによる。

▶ 2.3.2 教員

各センターには、名古屋大学から派遣された特任講師の他、現地で採用された、各国出身または日本人の日本語講師も勤務している。この講師らは比較的日本語教育経験の浅い教員が多く、日本法教材を使った講義に一部関わっている。法学の知識は基本的にない。このように、各センターの教員らも教材の恩恵を受けており、受益者の一人といえる。

▶ 2.3.3 日本法センターの学生

日本法センターで学ぶ学生は、センター設置大学の正規課程の学生であり、各校に入学後、日本法コース入学を希望した者の中から選抜によって選ばれている。各校の正規課程を一般の学生と同様に履修しながら、これに加えて日本法コースの科目を履修している。

センター設置国では、法科大学を卒業すると法律の専門家の資格を有するとみなされる場合が多く、卒業後は法務省等の官僚や、弁護士などの法曹を目指す学生が多い。すなわち、この学生らは、将来、母国の法務省、母校の法科大学、企業等で法律分野の専門家として働くことが期待され、この案件の最大の受益者である。

その一方で、センター設置国においては、法学専攻の学生にとって外国法といえは社会主義諸国の法が欧米法であり、日本法は一般的に注目を集める分野ではない。また、センター設置国において日本語を中等教育で学ぶ機会は少なく、大学から学習を始めるには難解な言語と考えられている。また、各国では、主に経済的な理由から、学生が留学のチャンスを得ることは容易ではないが、その中で日本は、言語が難しい、費用がかかる、奨学金が少ないなどの点から、主要な留学先とは考えられていない。このような状況の中、日本法コースは、各国での日本に対する良いイメージ、充実した教育環境、学費が無料であること、将来日本留学の機会が与えられることなどから、カウンターパート大学内では人気を集めてはいる。しかし、日本法を学ぶことの利点がセンター設置国の社会に広く知れ渡るには、まだ時間が必要であり、何らかのアピールも必要である。

2.4 成果と課題

平成 21 年から、国際協力イニシアティブ事業を受託し、また、日本法センターの統括部の機能を強化したこともあり、教材の作成・編集・印刷のために経費と労力をかけられるようになった。それ以来、学内の日本語教育専攻の大学院生を作業員として確保し、日本語教育分野の専門的な執筆編集作業を効率的に行えるようになった。また、関係者が集まって教材編集のための打ち合わせを行うことも可能になり、名古屋大の教員も作業員に加わって、より複雑で高度な構成の教材の計画が可能になった。平成 21 年から編集に取り組んだ 3 年生向け教材「日本の法システム」は、学習ストラテジーの習得に重点をおいた、教材としてより高度なものであるため、このような作業員や打ち合わせの機会は不可欠なものとなった。

この教材を使って学び、日本の社会科学分野の知識を持つ日本法センターの学生への現地社会での評価は高まりつつある。例えば、日本政府の日研奨学金試験において、日本史についての知識が評価されて合格し、日本への留学を果たした学生（ウズベキスタン）や、卒業生に法律の知識があることを評価して採用を検討中の日系企業（ベトナム）、学生との法律分野での協働を検討中の現地 NGO（カンボジア）もある。この他、平成 22 年 7 月に日本の TBS より日本法センターカンボジアが取材を受け、カンボジアの法整備への日本の援助の一例として「公民」の授業風景が取り上げられた。

その他、直接目に見える成果としては、日本国内の日本語学校での予備教育に用いられ、留学生向け専門科目教育に生かされている事例がある。日本で留学生教育がいつそう盛んになっている現在では、留学生向け専門科目の教材のニーズはあるといえ、他の教材が完成した暁には、このような事例には広がっていくであろう。また、具体的な成果が出るまでにはまだ時間を要するが、体制移行国と日本をつなぎ、互いの共通理解の醸成に貢献できる人材が育ちつつあることも、将来期待できる良い影響と言える。

一方で、教授法の知識や経験、日本法の知識も求められる、より高度な教材であるために、その使われ方が問題とされるようになった。経験の浅い講師や、日本語を母語としない講師がこの教材を使う際に、編集意図に沿って使っていないなどといった問題も明らかになってきた。また、教員同士が進度や指導方針を打ち合わせ、足並みを揃えて使用することも必要になってきた。1 つの教材を複数のセンターで使い続ける中で、アイデアが集まり、教授法についての議論が深まった面もあるが、まだ多くの問題がある。

日本法教育研究センターは、平成 23 年より第二フェーズに入り、今後の事業の継続を目指して現地化を進めていく必要がある。そのためには、今後は、日本法センターの教育方針を示すものとしての教材の存在を前提として、一定の能力を備え教材を活用できる教員の研修システムを日本語・日本法分野共に構築し、教育の質を維

持する手立てを考えなければならない。

2.5 観察されたインパクトと持続可能性

本コースの修了者は名古屋大学大学院で法学の学習を可能となるような高度な日本語教育でありながら、王立大学というエリート大学の入学者の中から、毎年 100 名ほどの希望者があり、20 名を合格させて最終的には 10 名程度が残るとい事情から、残った学生の意欲と能力は素晴らしいものであった。家庭環境にもよるが、家で、NHK 放送やインターネットで日本語の学習をしている者もいた。実際に日本に留学できる者は各国各学年 1 名程度であるようだが、何らかの形でもう少し留学枠が広がればよいと思わずにいられない。大使館推薦の国費留学生枠には国によっては学部新卒を含めないようであるが、このような日本留学への十分な準備ができていない場合には特例があっても良い。

今後 5 年間は文部科学省特別教育研究経費の予算で日本法センターの運営は可能であり、国際協力イニシアティブ事業により完成した教材も活用されるであろう。留学生枠が拡大できればそのインパクトも大きくなることを期待できる。

3 事業名：カンボジア国グレーター・フノンペンにおける食農環境教育の普及に向けた支援活動

事業者：東京農業大学 国際協力センター

カウンターパート：カンボジア国王立農業大学（RUA）

3.1 案件形成の経緯

メコン河における河川水質の観測は昭和 59 年に始まり、カンボジア国が平成 4 年に参加してからは、メコン河の 100 数箇所ですべて観測が続けられているが、近年、肥料成分の流出による富栄養化が大きな環境問題となっている。これは、メコン河流域における化学肥料や農業に依存した単一作物栽培による集約的農業の拡大に原因があると考えられている。自給自足型から輸出志向型農業へ変貌するに伴って化学肥料や農業の農地への投入量が年々増大傾向を示す中、乾期には作物残渣の火入れも行われており、土壌の劣化とともに池沼等の富栄養化が進行しつつある。特にメコン河流域に位置するカンボジア国でも、内戦終結後の 1990 年代以降、農業の生産性を高めるため、化学肥料や農業の施肥量が增大している。

そのため有機農業の推進によって化学資材の使用を抑制し土地生産性の回復を図ると同時に、安全な食料の生産と水環境の修復保全を進めることが急務となっている。この複合的で深刻な問題を解決するためには、食農環境が三位一体であること、その具体的教育モデルの構築と普及を図ることが不可欠で、それこそ持続的発展の基盤づくりとなる。この食農環境教育は「持続可能な発展のための教育（ESD）」の一環としても位置づけられ、大学・中等・初等学校等の公的教育機関の連携のみならず、国や地方の行政機関、NGO や農村コミュニティ等の非公的教育機関との連携が重要となっている。

そこで平成 22 年度の活動では、カンボジア国を対象とし持続可能な発展のための教育（ESD）における地域の拠点（RCE Greater Phnom Penh）の自立発展性を促しつつ、食農環境教育を軸とした ESD の発展を目指している。すなわち、東京農業大学が特定非営利活動法人環境修復保全機構と連携を深め、国際連合大学高等研究所、カンボジア国王立農業大学（RUA）、Association of Environmental and Rural Development の協力を得て、ESD における地域の拠点（RCE Greater Phnom Penh）の自立発展を促す仕組みを提示し、現地大学、現地政府、現地小学校、現地 NGO、農村コミュニティ等が連携して、小学校のみならず農村においても食農環境教育を軸とした ESD を始動することを目的とした。

3.2 事業の概要

NGO と大学との連携による食農環境教育の支援システム化に関する活動に取り組んできた。文部科学省から委託を受けた3年間（平成18年度から平成20年度）の活動を通して、東京農業大学、特定非営利活動法人環境修復保全機構、タイ国カセサート大学、RUA、Association of Environmental and Rural Development と共同で NGO と大学との連携による食農環境教育の支援システム化に関するワークショップを開催し活動実施者間の情報共有を深めつつ、タイ国コンケン県およびカンボジア国プノンペン市の小学校において堆肥づくりや有機農園を軸とした食農環境教育セミナーを開催し、英語・タイ語・クメール語・日本語で書かれた教材「持続的農業と有機肥料」を、また英語教材「環境保全に向けた持続的農法」を発行し、広く配布を行った。

更に平成21年度には、活動対象をカンボジア国に絞り、ESDにおける地域の拠点（RCE）づくりを推進する国際連合大学を共同実施者に加えて実施した。すなわち、ESDにおける食農環境教育モデルをカンボジア国内の小学校で推進するとともに、クメール語版「環境保全に向けた持続的農法」を印刷・配布した。併せてESDにおける食農環境教育の推進を目指して小学校教員の研修会を実施するとともに、「環境に配慮した持続可能な農村開発に関する国際会議」を開催し、カンボジア国内外の研究者や実務者の発表に基づき、カンボジア国でのESDにおける食農環境教育の方向性を論議した。またカンボジア国でのESDにおける地域の拠点（RCE）づくりに向けて連携協力を進め、カンボジア国教育省をはじめ農林水産省や農村開発省等の関連省庁を挙げてRCE Greater Phnom Penh を設立した。

3.3 事業の関係者

東京農業大学が特定非営利活動法人環境修復保全機構と連携を深め、国際連合大学高等研究所、RUA、Association of Environmental and Rural Development の協力のもと、食農環境教育の普及に向けた支援活動を展開している。具体的には、現地大学、現地政府、現地小学校、現地 NGO、農村コミュニティ等が連携を深化させ、コンボンチャム州を拠点として小学校のみならず農村においても食農環境教育を推進している。更にESDにおける地域の拠点（RCE Greater Phnom Penh）の自立発展性に向けた活動の支援を目指して、JICA 草の根技術協力事業への展開を図った。

また平成22年度に引き続き「環境に配慮した持続可能な農村開発に関する国際会議」を開催し、カンボジア国内外の研究者や実務者の発表に基づき、カンボジア国でのESDにおける食農環境教育の方向性について論議を重ねて、RCE 地域の拠点の活動に反映させている。

今回の訪問調査では以下の活動を観察した。

Teachers at ROUNG KOR elementary school :

Teachers at Tro Pang Bey elementary school :

ロンコール小学校およびトロンパンベイ小学校において食農環境教育が継続して実施されている。

Teachers of elementary school in Samrong commune :

平成23年4月以降、サムロンゴムン郡の小学校において食農環境教育をともに推進していく。

Village leader of Wat Chas village :

ワチャ村で現地農家のキャパビル（食農環境教育）を推進している。

Dr. Bunthan NGO, Rector at Royal University of Agriculture

RCE - GPP の中心人物である。また「環境に配慮した持続可能な農村開発に関する国際会議」を開催し、カンボジア国内外の研究者や実務者の発表に基づき、カンボジア国でのESDにおける食農環境教育のあり方を踏まえて、RCE 地域の拠点の活動に反映させている。

Mr. Sophea TIM : Program Coordinator at ERECON Cambodia Branch, Institute of Environment Rehabilitation and Conservation

食農環境教育のみならず RCE - GPP 活動のアレンジとコーディネートを担当している。

3.4 成果と課題

これらの活動の結果、食農環境教育が少しずつ普及している。また、現地の課題を知ることで食農環境教育の重用性について日本国内の理解を深めてもらう機会を提供できている。ESDにおける地域の拠点（RCE Greater Phnom Penh）の自立発展性を促す幾つかの仕組みが出来上がり様々な活動が始動しているものの、これらの食農環境教育の継続の実施と広域への普及が課題となっている。

3.5 観察されたインパクトと持続可能性

国際協力イニシアティブによる事業はすでに終了した時点でのプロジェクトサイト訪問調査であったが、小学校でのコンポストによる堆肥づくり、学校菜園の維持、村でのコンポストの普及、バイオ農薬の使用、堆肥のペレット化による無農薬農業の普及活動が持続している事を確認した。小学校においては教材を作成しライフスキルの授業の中に組み込んだこと、村においては、実際に作物の収量が増加したことなど、大きな負担無しに目に見える成果を挙げることが出来たことが、持続性の維持に貢献したと思われる。なお、本事業をさらに拡大・発展させた案件が JICA の草の根技術協力プロジェクトに採択され、さらにその活動を拡大することになっている。

4 事業名：開発途上国における拠点大学を中心とした農産物加工産業振興モデルの構築とその普及

事業者：名古屋大学農学国際教育協力研究センター

カウンターパート：カンボジア王立農業大学

4.1 案件形成の経緯

▶ 4.1.1 背景

本案件は、カンボジアの農業問題に取り組むためのカウンターパート機関となるべき王立農業大学の教育体制・人材育成から手掛かり、小規模ながらも長期的な共同研究と人材育成を積み上げながら築いたものである。

インドシナ半島は、アジアの中で最も経済発展が遅れた地域であり、その中でも、カンボジアはポルポト政権による社会破壊とジェノサイドにより、知識層が壊滅状態になり、社会や経済を指導する人材が極端に不足している。しかも急増する人口の8割を占める農村部住民の貧困は極めて深刻な状態であり、農民の所得向上が緊急の課題になっている。

農国センターでは、農業分野の人材育成が問題克服の基本と考え、平成12年2月RUAの再建の研究を開始し、大学の教育体制・カリキュラムの改革（平成13年）、大学院修士課程（平成14年）・博士課程（平成18年）の設立に多大な貢献をしてきた。

一方、カンボジアの農業が抱えている問題に目を向けてみると、食糧自給は質量共に低水準ではあるが、基本的には達成されており、果物も豊富であるが、国内ではタイ、ベトナム、中国、などの周辺国から輸入された缶ジュース、乳製品、その他の農作物加工品が広く出回り、市場を支配している。したがって、収穫物をそのまま売るのでなく、加工し、付加価値を付けることは農民の生活向上と共に、輸入代替産業振興につながり、同国の自立的発展上からも重要であると考えた。

しかしながら、開発途上国において小規模な農産加工業が農村の貧困削減に果たす役割やその可能性、あるいは農産加工業が農村の貧困削減に資する上での課題については、ほとんど研究の対象にされてこなかった。漸く近年「一村一品運動」がタイ、ケニア、ルワンダで始まりつつあるが、これらは輸出を主な目的としており、小規模農産加工とは規模が異なっている。カンボジア政府・農水省、大学もその必要性を痛感しながらも、これまで有効な手だてを見いだしていない。

▶ 4.1.2 カンボジアにおける農村調査による現状と問題点の把握

平成 18 年度「開発途上国農村の貧困削減に果たす地域資源活用型加工業のインパクトに関する研究」（名古屋大学総長裁量経費（研究奨励）：研究代表者 国際開発研究科 西村美彦）により、本格的な農村調査を開始した。カンボジアで余剰となりつつある米の利用を再検討し、米生産から派生した有機的な物質循環フローを提示し、この循環系の物理的可能性、農家でのインパクト、経済的効果、について検討した。現地調査は 2 回、カンボジア王立農業大学と協働で実施した。1 回目の現地調査からは、米を中心とする農家においては「米—酒作り（加工）—酒かす利用（飼料）—養豚—豚糞利用—バイオガス燃料—堆肥作成—稲作肥料」という生産サイクルが可能であるとの結論を得た。2 回目の現地調査では、このサイクルにおける養豚までの部分に関する実施可能性について調査を行った。その結果、酒について農家レベルで十分な経済的利益が上がっていないことが判明した。その問題として、農家の醸造技術、酒の販売ルート、経費を考慮しないと収益に結びつかないことが明確となった。また、すでに農家でも試みられている酒カスの養豚用飼料としての利用は、えさ代の節約になっていることが判明した。

4.2 事業の概要

▶ 4.2.1 農産物加工産業振興に向けた現状と課題の把握

平成 19 年国際協力イニシアティブ事業を RUA の協力を得て現地で行った。4 地域の計 12 村、合計 82 戸を対象に実施された現地調査は、加工業から得られる収入が 298 万リアル（約 745 ドル）と農家の年間現金収入の実に 80% を占め、加工農家の平均収入は、非加工農家に比べ 85% 高いことを示した。今回の調査は、①加工技術は比較的シンプルで、設備投資も少なく、規模が非常に小さい、②農産加工業は農家に収入の向上に大きく貢献している、ことが判明した。米、畑作物、家畜、魚などを売るだけでは、農家の収入は十分でなく、生活向上には農産物加工などにより付加価値をつけることの重要性を明らかにした。

▶ 4.2.2 カンボジアにおける実践的研究・教育の開始

上記の結果に基づき、王立農業大学とともに「農産物の付加価値化を通じた農家の生計向上・農村開発」に取り組むことにより、大学が自らに課された役割として農業問題に継続的に取り組めるようになるための知識、経験、実践、体制整備を支援し、加工品の技術向上や付加価値化に関する研究を科学研究費補助金で、必要とされている人材育成と大学内の体制整備を進めるための活動を国際協力イニシアティブにて進める計画を立てた。

加工品の品質向上に関する研究としては、平成 20 年～平成 22 年「カンボジアにおける市場ニーズにあった農産物加工産業振興による農村開発モデルの構築」（科学研究費補助金 基盤研究（B）海外学術調査 研究代表者：松本哲男）により、カンボジアにおける農産物加工産業振興の実践研究を通じて、農産物加工品振興による農村開発モデルを構築することを目指して活動を継続中である。特に同国の加工農家の中でも赤字経営が多い酒造農家では、低品質・低販売価格が主要因であることが明らかとなった。低品質の原因を分析した結果、カンボジアに本来あったと考えられる伝統的な工法を見だし、これを用いることで品質の向上が可能であること、また付加価値販売が可能であることがほぼ実証されている。

また、人材育成及び RUA における実践的研究・教育のための体制整備として、平成 20 年～平成 22 年（単年度×3 回）の 3 年にわたり、国際協力イニシアティブ事業に取り組み、上述の成果をあげてきた。科研費による品質を向上させるための技術的な研究と、国際協力イニシアティブによる RUA における人材育成の両者の成果を用いた形で、これまでに見出した技術を RUA をカウンターパートとして普及させる新たな JICA の草の根技術協力案件「伝統産業の復興による農産物加工産業振興プロジェクト」を平成 22 年 12 月より開始するに至った。

4.3 事業の関係者

RUA と共に事業を進めてきており、現地調査は RUA の教員、学生の協力による所が大きい。RUA キャンパ

ス内にあるラボの一つを本事業の活動拠点として提供してもらい、各種測定器を整備して米酒の品質管理業務の他、瓶詰め、発送などの作業を行っている。現学長を始めとする多くのカウンターパートは、名古屋大学農学国際教育協力研究センターにて共同研究を行った経験がある。

4.4 成果と課題

事業主、現地及び日本の NGO 等他機関からの問い合わせ、本事業の成果を参考にした同様の活動（酒の品質向上、商品化等）がみられている。また、本事業の内容について、現地のニュース番組において放映され、多くの人に活動及び商品に関する情報が提供された。さらに、本事業における協力農家が州の農業局及び農業省から評価され、米焼酎がタケオ州の一州一品の代表商品として展示会に出展された。こうして、本事業の成果を土台として JICA 草の根技術協力事業の採択を果たし、品質向上のための技法が大規模に普及される予定である

日本においては、本事業の成果を用いた講義や、現場を活用した海外実習を通じて、名古屋大学農学部・生命農学研究科の学生に対する、農業の持つ可能性と開発途上国への支援又は共同研究の必要性を認識させることができた。また、商品化された米焼酎という目に見える成果を大学内に持ち帰ることにより、大学が国際協力や開発途上国の農業・経済発展に寄与できる可能性と必要性を主張し、理解が得られるようになってきた。

また大学においては、日本側も現地側も人事異動による影響が少ないものの、育成した人材が多くの支援金を積む機関に流れる傾向は否めず、JICA 技術協力プロジェクトと同様の問題も抱えている。

4.5 観察されたインパクトと持続可能性

酒造農家を訪問したが、農国センターの指導に従って商品価値のある酒造りを行っている事を確認した。また、スーパー、ホテルなどでも販売され、販路についても拡大している事が確認された。目に見えて利益が出る活動であることが持続可能性が高いことの原因であろう。また、本事業遂行の過程で多くの日本人学生のみならず教員にとっても貴重な教育と研究のフィールドであったことも確認できた。

本事業を発展させた案件が JICA の草の根技術協力プロジェクトに採択され、さらにその活動を拡大することになっているが、その成果が期待される。規模が大きくなれば、これまでとはまた違った問題が出てくることになるが、成功を期待している。

5 事業名：ベトナムの拠点大学における「災害看護学」教育導入の支援 アジアの開発途上国の拠点大学／学校における「災害看護学」教育導入の支援

事業者：日本赤十字九州国際看護大学

カウンターパート：ベトナム ナムディン看護大学

5.1 案件形成の経緯

平成 16 年、津波災害後のインドネシア・バンダアチェで日本赤十字社の復興支援の一環として、災害看護教育導入を支援した経験から、災害多発地域であるアジア諸国に災害看護を普及することが国際貢献になるという日本赤十字九州看護大学、喜多学長の発意による。隠れた災害大国ベトナムを対象とし、事業開始に当たっては、教育省、保健省およびこれまでベトナム開発に関与してきた日本人諸氏から現地の看護教育に関する情報を収集し、拠点大学候補としてナムディン看護大学を選んだ。

平成 21 年 7 月、喜多学長が同大学を訪問し、関係者との意見交換、活動趣旨の説明を行い、協働してベトナムの看護教育に災害看護学を導入することに合意した。モデル校となるナムディン看護大学の指導的役割を担う学長および教員 1 名が日本を訪問したことにより、災害看護学導入に対する理解が深まり、事業への協力が円滑になった。ナムディン看護大学では、災害看護導入を考え、現行カリキュラムの見直しを検討している。

また、8 大学のリーダーでもあるハノイ医科大学看護・助産学部副学部長 Hoang Cong Chanh（Medical

Doctor) も看護教育の1つの目玉として、災害看護学を導入することを検討している。

平成23年、1月のワークショップ終了後、日本赤十字九州看護大学とナムディン看護大学との正式交流提携が結ばれた。

5.2 事業の概要

平成21年度事業では、近隣アジアの災害多発国の拠点大学／学校に災害看護学を伝達・教授することにより、現地での災害看護学教育導入を進め、現地人材による継続的發展へと導くことを目的として、ナムディン看護大学を選び、2つの日本訪問・研修、ワークショップを開催した。

日本赤十字九州看護大学で開催される国際シンポジウムに合わせて、ナムディン看護大学学長 Dr. Do Dinh Xuan、国際協力担当教員 Cao Thi Thanh Mai が来日、赤十字関連施設、神戸「人と防災未来センター」等も訪問し、看護教育や災害看護に対する理解を深めた。また、中核となる若手看護教員2名、ナムディン看護大学 Nguyen Thi Minh Chinh 講師、ハイドン保健技術大学 Vu Thi Hai 講師が赤十字人道援助活動研修に参加し、基礎的な知識・技術を修得した。

平成22年度事業では、ベトナムにおける災害看護学教育を強化発展させるために、ワークショップ2回開催、テキスト作成を行う。

1月のワークショップでは、タンロン大学 Long 講師、ハノイ医科大学 Trung 講師、ナムディン看護大学 Chinh 講師がそれぞれ試験授業を行った。試験授業はいずれも講義スタイルであったが、ワークショップを通じて教授法について刺激を受けたという意見やベトナムの社会状況を反映させるために、共同研究や更なる実践的トレーニングを希望する声が聞かれた。

テキストは現在翻訳編集途中で、2月中に発刊し、ワークショップに参加した北部8大学に配布する予定。ナムディン看護大学の Chinh 講師もベトナムの災害状況を執筆した。

5.3 事業の関係者

ステイクホルダーは、拠点となったナムディン看護大学の他、ワークショップに参加した以下の大学である。

ハノイ医科大学、タイゲン医科大学、タンロン大学、ハイフォン医科大学

ハイドン保健技術大学、伝統医薬薬学研究所、タイビン医科大学

ステイクホルダーの中でのキーパーソンは、ナムディン看護大学学長 Dr. Do Dinh Xuan、ハノイ医科大学看護学部副学部長 Dr. Hoang Cong Chanh である。また、若手看護教員では、ナムディン大学 Chinh 講師、ハノイ医科大学 Trung 講師、タンロン大学 Long 講師がリーダー的役割を果たしている。

5.4 観察されたインパクトと持続可能性

ナムディン看護大学の学長はベトナム看護学会の重鎮であり、政府（教育省）のカリキュラム改革委員会 The Consultancy Council for Health Care Professionals and Nursing Training Curriculum Frame at University Level の委員長であると聞いている。ベトナムには多くの自然災害、産業災害があるところから、災害看護学の導入の必要性について理解が深い。インタビューでも、できるだけ早期に必修カリキュラム化を図りたいが、当面は選択カリキュラムとしてでも即時に導入したいという意向が示された。平成21年国際協力イニシアティブ事業で行ったセミナー参加者は学部長クラスであり、その内容に満足し、自国への導入に積極的な姿勢を見せていた。独立した災害看護学カリキュラム（理論15回、演習30回程度）の作成に意欲を燃やしながらも、当面は既存の看護学への一部導入も考えるなど、現実的対応も心得ていると判断した。また、教育内容だけではなく、教育方法そのものに興味を示し、その応用を考えたいということであった。今後のベトナム全土への展開は日本赤十字九州国際看護大学1校の協力範囲を超えているところから、日本としても何らかの支援の継続が必要と考える。

アンケート調査と現地調査に基づく国際協力イニシアティブ事業の優位性

アンケート調査、現地調査の結果からも明確なように、国際協力イニシアティブ事業は多くの成果を収めた。しかし、これらの成果は他の類似のプログラムでも実施可能ではなかったかという疑問もあろう。そこで、JICAの草の根技術協力事業等とは別に、国際協力イニシアティブ事業を行う必要性を再度明確にしておきたい。文部科学省の国際協力イニシアティブ事業として行うことに優位性があると考えられるのが以下の点である。

- ① 大学による案件形成は短期間の事前調査と事前評価に基づいた形成ではなく、大学人個々の発案、現地における調査・研究とその成果の積み重ねに基づく。多くの場合、すでに何らかのネットワークが出来ており、そのネットワークを利用して活動するため、プロジェクトの立ち上がり早い。
- ② 案件が始まってからカウンターパート機関とプロジェクト要員が関係を築き上げる通常のODA案件と比較して、既に築かれている安定した信頼関係・人間関係の下で事業展開ができることにより、運営がスムーズに行われる。
- ③ 試験的な小規模技術協力で広く利用可能である。予算規模が小さいため、効果が予期されるものの、確実ではない事業も実施できる。有効性が実証されたものは、JICA等の案件として規模の拡大を図ることができ、実際そのようになっている。
- ④ アカデミックな研究協力ベースであり、通常のODA事業のような政府間協定は不要である。日本政府の後押しは限定的であるが、そのことが政治的理由による各種の政府の介入を受けることなく、幅広く深い交流・協力ができる。
- ⑤ 派遣協力隊員の支援活動に役立つ。これまで多くの教材、利用事例が蓄積され利用可能な状態になっている。また、これらは研究資料としても貴重である。
- ⑥ すべての事業に教材等の成果物を求めており、成果物は公開、蓄積され、一般に利用可能となる。事業の結果はデータベース化して一般に利用可能にしている。
- ⑦ 教員の熱意がベースにあり、マンマンスや事業の管理費を大学や個人が負担するため、年間500万円程度と比較的少額の資金（直接経費）で事業の実施が可能である。教員の時間だけではなく、資金面でも研究費など他のリソースを活用している事例が多い。マンマンスや管理費用を支払ったと仮定すれば、各事業の費用総額は4倍以上であると計算される。

このように、国際協力イニシアティブ事業は「大学の知の活用」が本質である。大学人の意欲、関心、人的ネットワークを「種」として利用して、国際協力の「芽」を育てる事業である。ODAの範疇ではあるが、「芽」を「幹」や「花実」にまでする事業ではない。「幹」や「花実」を育てる事業には規模と時間が必要である。「芽」をはぐくむ事業は予算も一桁は多く必要であろう。

もちろん、いくら注意深く選んでも全ての「種」から期待したような「芽」が出る訳ではないが、現実には、国際協力イニシアティブ事業では多くの芽を出すことが出来た。そのうちいくつかはJICAを初め、他の資金を得て、「幹」や「花実」になるべく次のステップに踏み出そうとしている。費用対効果の高い案件形成手段として、国際協力イニシアティブ事業の役割は大きかった。また、成果をデータベースに載せることで広く国内外に成果を共有できている。

一般的に言って、技術協力の成否は関わる専門家の専門能力と熱意によるところが大きい。その意味で、国際協力イニシアティブ事業は規模は小さいかも知れないが、もともと教員の熱意によってスタートしているところから、成功する可能性も高い。

ただ、一方で、各地で多様な小さな活動を行うところから、細かな効果は見られても、事業全体としてのインパ

クが見えにくいという問題点も併せ持っていた。個々には面白いプロジェクトがあっても、全体としてばらばらなプロジェクトのあつまりである以上、目に付くようなインパクトは表れにくい。

通常、ODA のインパクトといえば、最終的には発展途上国の人々への裨益効果であろうが、国際協力イニシアティブのようなプログラムにそのようなインパクト実現を求めることにはもともと無理がある。各大学の国際協力活動を強化、深化、拡大することに寄与すればそれでよしとすべきである。科研費の萌芽研究のようなもので、それだけで、社会に大きな貢献が出来る訳ではなく、大きな貢献が出来る芽を育てることが重要であることを確認すべきであり、そのように主張すべきものであろう。

また同時に、以下のように、国際協力イニシアティブ独特の社会的インパクトも見られた。

- ① 発展途上国への各種の協力に、日本国内の大学の教員、学生が現地で深く関わることから、これら参加者自身の国際的知識、経験を豊かにすると共に、その知見が国内での教育に具体的に生かされ、教育内容の国際化、国内大学の国際化に大きく貢献している。
- ② 派遣隊員の支援のために作成された現地用教材などは日本国内の外国人子女教育の教材として利用できる。
- ③ カウンターパートは大学など教育・研究機関であることが多く、プロジェクト終了後も協力関係が持続する。また、通常世界各地の多くの大学をインボルブするところから、大学間ネットワークの形成も実行されている。
- ④ 国際協力イニシアティブ事業の実施者は、単に所属大学の本来業務とは別に、余技として国際協力活動を行っているのではなく、専門的教育・研究活動の一貫として行っており、それらの国際協力活動の内容を研究論文として国際的に情報発信する事を心がけている。また、独自に学術誌を刊行している場合もある。これらの情報発信活動は、新しい研究領域を立ち上げると共に、大学人が国際協力活動をさらに推し進める原動力となっている。

このように、国際協力イニシアティブ事業は文部科学省ならではの優れた ODA となっていた、と高く評価できる。

◆◆ 現地調査のようす ◆◆



日本法に係る日本語教材を利用した授業風景
[カンボジア、名大(法)]



農村地域の小学校において
生ゴミを堆肥化するためのコンポスト
[カンボジア、東農大]



その堆肥を利用した家庭菜園
[カンボジア、東農大]

◆◆ 現地調査のようす ◆◆



農村家庭において高品質の焼酎を造り、
所得向上につなげようとする試み
[カンボジア、名大(農)]



ナムティン看護大学における協議風景
[ベトナム、日赤大]